

最高裁判所（第二小法廷） 平成●●年（〇〇）第●●号、平成●●年（〇〇）第●●号 所得税
更正処分等取消請求上告及び上告受理事件

国側当事者・国（世田谷税務署長）

平成26年10月15日棄却・不受理・確定

（控訴審・東京高等裁判所、平成●●年（〇〇）第●●号、平成26年5月29日判決、本資料2
64号－100・順号12481）

（第一審・東京地方裁判所、平成●●年（〇〇）第●●号、平成26年1月22日判決、本資料2
64号－11・順号12392）

決 定

上告人兼申立人	甲
被上告人兼相手方	国
同代表者法務大臣	馬場 みどり
同指定代理人	大西 篤史

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲及び理由の不備・食違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成26年10月15日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 鬼丸 かおる

裁判官 千葉 勝美

裁判官 小貫 芳信

裁判官 山本 庸幸